

財 関 第 9 1 9 号
令和 3 年 12 月 17 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 4 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和48年 8 月 15 日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 3 条約等基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。
別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 税関様式関係通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。
別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 5 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一

部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成27年1月9日財関第35号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。